

共通互換品番検索システム事業規則

全日本自動車部品卸商協同組合

(目 的)

第1条 この規則は、全日本自動車部品卸商協同組合（以下「組合」という。）が実施する「共通互換品番検索システム事業」に係る利用料及びその徴収方法並びに利用中止に伴う利用料の返還額等について、定款第17条第2項の規定及び共通互換品番検索システム事業規約（以下「規約」という。）第4条及び第5条の規定に基づいて定め、もって「共通互換品番検索システム事業」の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の利用料及び徴収又は払込方法)

第2条 規約第4条第1項に規定する登録拠点1カ所の利用料は、次のとおり定めるものとする。

- (1) 組合員及び賛助会員（以下「組合員等」という。）の登録拠点5カ所以下については、登録拠点1カ所につき利用料を月額3,000円（消費税は外税）とする。
- (2) 組合員等の登録拠点6カ所以上10カ所以下については、登録拠点1カ所につき利用料を月額3,000円×0.9（消費税は外税）とする。
- (3) 組合員等の登録拠点11カ所以上15カ所以下については、登録拠点1カ所につき利用料を月額3,000円×0.85（消費税は外税）とする。
- (4) 組合員等の登録拠点16カ所以上については、登録拠点1カ所につき利用料を月額3,000円×0.8（消費税は外税）とする。

2 前項第1号から第4号に該当する事業者は、次の各号の計算式により算出した合計金額の全額について、本組合の請求に基づいて、原則として事業者の指定する銀行口座からの自動引き落としにより本組合に支払うものとする。

ただし、特別な理由により口座からの引き落としに協力出来ない事業者は、本組合が指定する口座に振込手数料を自己負担のうえ支払うものとする。

なお、平成31年10月1日に消費税が8%が10%に引き上げられる予定であるので、平成31年度の本組合の請求は、上期分（4月～9月）は4月上旬に、また、下期分（10月～翌年3月）は10月上旬に分割して2回の請求とする。

【 計 算 式 】

- (1) 組合員等の登録拠点 5 力以下の場合
@3,000 円(月額)×1×登録拠点数×(年間利用月数の 12 ヶ月、又は、「登録承認」を取得した日の属する月から当該年度末の 3 月末日までの利用月数)×消費税率%=合計金額
- (2) 組合員等の登録拠点 6 力以上 10 力以下の場合
@3,000 円(月額)×0.9×登録拠点数×(年間利用月数の 12 ヶ月、又は、「登録承認」を取得した日の属する月から当該年度末の 3 月末日までの利用月数)×消費税率%=合計金額
- (3) 組合員等の登録拠点 11 力以上 15 力以下の場合
@3,000 円(月額)×0.85×登録拠点数×(年間利用月数の 12 ヶ月、又は、「登録承認」を取得した日の属する月から当該年度末の 3 月末日までの利用月数)×消費税率%=合計金額
- (4) 組合員等の登録拠点 16 力以上の場合
@3,000 円(月額)×0.8×登録拠点数×(年間利用月数の 12 ヶ月、又は、「登録承認」を取得した日の属する月から当該年度末の 3 月末日までの利用月数)×消費税率%=合計金額

(利用料の返還等)

第 3 条 規約第 5 条第 1 項に規定する中止申出提出事業者については、当該事業者の支払済み利用料について、次の各号の計算式により算出した合計金額を当該事業者の指定する口座に振込により返還する。

【 計 算 式 】

- (1) 組合員等の登録拠点 5 力以下の場合
「利用中止の申出書」を受理した日の属する月の翌月から当該年度末の 3 月末日までの利用月数×3,000 円×1×中止登録拠点数×消費税率%=合計金額
- (2) 組合員等の登録拠点 6 力以上 10 力以下の場合
「利用中止の申出書」を受理した日の属する月の翌月から当該年度末の 3 月末日までの利用月数×3,000 円×0.9×中止登録拠点数×消費税率%=合計金額
- (3) 組合員等の登録拠点 11 力以上 15 力以下の場合
「利用中止の申出書」を受理した日の属する月の翌月から当該年度末の 3 月末日までの利用月数×3,000 円×0.85×中止登録拠点数×消費税率%=合計金額
- (4) 組合員等の登録拠点 16 力以上の場合
「利用中止の申出書」を受理した日の属する月の翌月から当該年度末の 3 月末日までの利用月数×3,000 円×0.8×中止登録拠点数×消費税率%=合計金額

2 規約第6条第3項の規定に該当する脱退者の利用料については、次の各号のとおりとする。

(1) 規約第6条第3項の本文に該当する脱退者は、法律、定款及び規約により脱退届を提出した事業年度末に脱退となることから当該年度中は組合員等として利用できるもので、支払済み利用料は返還しない。ただし、脱退届と同時に規約第3条第2項の規定に基づく利用中止の申出書を提出した場合には前項の規定を適用する。

(2) 規約第6条第3項ただし書きに該当する脱退者は、脱退届の翌月から第3条第2項の規定に基づく利用中止の申出書を提出したものとみなし前項の規定を適用する。

3 規約第6条第1項の規定により「登録を取り消された事業者」の支払済み利用料は、返還しない。

(実施細則)

第4条 この規約に定めのない事項又は特別に処理を要する事項については、理事会の承認を得て理事長がこれを定める。

2 本規約の軽微な改正は、理事会の承認を得て理事長が改正する。

附 則

この規則は、遡及適用して2019年4月1日から施行する。